

2018年6月14日

参議院厚生労働委員会  
委員長 島村 大 様  
FAX：03-6551-0415

札幌地区ユニオン  
代表 熊谷 敏昭  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4階  
TEL：011-210-4195  
FAX：011-210-6677

**働き方改革関連法案の強行採決は絶対しないで下さい！  
是非慎重に審議して下さい！**

私たちは、北海道札幌市内の労働組合です。札幌市及び近郊の労働者約800名が加盟しています。私たちは政府提案の「働き方改革関連法案」の審議に際して、職場の実態を十分精査して欲しいと願っています。現在の審議内容では職場の労働者の苦悩が十分議論されていません。このような不十分な中で「働き方改革関連法案」は一括で衆議院を通過しました。大変に恐ろしく、不安に駆られたことは言うまでもありません。

共同通信社の世論調査に見られるように、多くの国民は「今の国会で成立させる必要はない」（69%）と、法案への不信感を明らかにしております。加えて5月25日の衆議院厚生労働委員会では、新たな虚偽データが発見されたにも関わらず、与党は採決を強行しました。テレビで流れるこの採決方法を見て、父、母、子ども、孫、友人知人の全てが、議員の皆さんの審議は不十分であると感じ、採決を強行した議長・自民党・公明党等の姿勢はひどすぎる、横暴だと声を発してしまうほど怒りを露わにしました。

今回の「働き方改革関連法案」には、一定の要件を満たした労働者には労働基準法の労働時間、休日、割増賃金に関する規定の適用を排除する高度プロフェッショナル制度が盛り込まれています。この制度の導入には、労働組合、過労死遺族の会、法律家団体などの様々な団体が、反対の意見を表明しています。この制度を導入する理由に合理性が無いからです。

私たちの地域には中小の事業所が多く、全国の事業所の大半も中小規模です。その中小規模事業所は36協定を整備は50%にも満たないと言われ、就業規則を作成しない、作成しても開示しない、従業員に内緒で改定するということが頻繁に発生しています。このような状況を放置して高度プロフェッショナル制度等を導入したら労働者は生きていけなくなり

ます。いつでも死と背中合わせに仕事をしなくてはなりません。不安です。

国民の不安や疑問の声を真摯に受け止め、「良識の府」・参議院において、下記の通り、働き方改革関連法案を慎重に審議し、強行採決という暴挙に至らぬよう求めます。

## 記

- 1 労働時間データのねつ造、過労自殺の隠蔽に基づく「働き方改革関連法案」を撤回し、残業時間の上限規制、パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法の「改正」案等を抜本的に見直して下さい。
- 2 残業代をゼロにし、過労死を激増させる高度プロフェッショナル制度は、絶対に容認できません。「働き方改革関連法案」は、ただちに廃案にして下さい。また、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大は、きっぱり断念して下さい。
- 3 「働き方改革関連法案」が認める時間外労働と休日労働の上限の「単月で100時間未満」、「2～6か月で、1か月当たり平均80時間」は、過労死ラインの残業を労働基準法で認めることであり、とうてい認めることはできません。「働き方改革関連法案」は、ただちに廃案して下さい。
- 4 労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の「改正」案は、「職務の内容及び配置の変更の範囲」（いわゆる「人材活用の仕組み」）の違いによる格差を認め、正社員と派遣・パート・有期労働者の間の格差を固定化・拡大する法案です。「働き方改革関連法案」は、ただちに廃案して下さい。
- 5 雇用対策法の名称を労働施策総合推進法へ変えることをやめ、また、「労働生産性の向上等を促進」、「多様な就業形態の普及」の条項を入れることをやめ、雇用対策法をきちんと雇用対策に役立つ法律にして下さい。「働き方改革関連法案」は、ただちに廃案して下さい。

以上